

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

今金町が確認書(または申請書)を受理した日から**3週間後**が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月以降の収入が減少し**「住民税非課税相当」**の収入となった世帯(家計急変世帯)

お住まいの市区町村から
確認書が届きます（要返送）
※一部申請が必要な場合があります

令和4年6月1日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年7月1日（金）
～令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

【申請書配布先】今金町役場 税務住民課

詳しくは裏面「II」へ


支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き


I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

※令和3年度の方に対する臨時特別給付金が支給対象となった世帯は対象外となります。

(1) 世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から今金町にお住まいの場合


- 対象となる世帯には、今金町から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書の内容を確認して、今金町税務住民課に返信してください。

(2) 世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、基準日（令和4年6月1日）時点でお住まいの市区町村にご提出ください。

※詳しくは3ページ①へ

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請の前に、まずは税務住民課へご相談ください。

内容を聞き取りしながら書類を作成する予定です。

※詳しくは3ページ②へ

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であること(※2)を指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（今金町の場合）単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合137.8万円以下

※2 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00（土日祝、12/29~1/3を除く）

今金町役場
税務住民課 課税収納グループ

 **82-0111**

受付時間 平日8:30~17:15

令和4年度「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の 申請方法についてのご案内

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を受け取るには、申請が必要な場合があります。下記の条件や必要書類を確認し、申請を行ってください。
※前住所地において、令和3年度「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」が支給対象となった世帯は対象外となります。

① 世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

・申請期限 令和4年9月30日

・必要書類

- ・申請者本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)の写し
- ・預金通帳の写し
- ・転入された方全員の令和4年度非課税証明書

② 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が 住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

・令和4年1月から令和4年9月までの収入が減少した任意の1か月から年収見込額を計算し、判定いたします。

・申請期限 令和4年9月30日

・必要書類

- ・申請者本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)の写し
- ・預金通帳の写し
- ・申請者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し
- ・(令和4年1月1日以降、複数回転居した方)戸籍の附票の写し
- ・「令和4年中の収入の見込額」又は「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類
- ・「1年間の経費の金額」がわかる書類
※「令和4年中の収入の見込額」…源泉徴収票、確定申告書等
「任意の1か月の収入」…給与明細、預金通帳等
「1年間の経費の金額」…帳簿等